

薬生食輸発0208第1号
令和3年2月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生鮮マンゴ어의検査命令免除対象輸出者の削除及びフィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年2月3日付け薬生食輸発0203第3号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令の結果、下記の登録輸出業者が輸出したタイ産生鮮マンゴーから基準値を超えるシペルメトリンが検出されたことから、同通知の別表23について、下記の輸出業者を削除し、別紙1のとおりとする。

また、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、新規登録の連絡があったことから同通知の別表32について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

Swift Co., Ltd.